

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に結婚するまで国民年金保険料を納付していなかったが、妻の勧めもあり納付をすることにし、同年 4 月上旬ころ、妻に市役所へ手続に行ってもらった。

妻が手続に行った際に、未納期間についてはさかのぼって 2 年分の保険料を納付することができるかと、市役所の職員から教えられ、そのとおりに納付をしたが、記録では 1 年分の保険料しか納付されていない。

申立期間についても保険料を納付したので、未納とされていることは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の職員から教えられたとおりに、妻がさかのぼって 2 年分の保険料を納付したと述べているところ、妻が手続をしたとする昭和 53 年 4 月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、その主張するところに不自然さはみられない。

また、A 市では、社会保険事務所（当時）から過年度納付用の納付書を預かっており、納付相談に来た被保険者には手書きで納付書を即日交付し、近隣の銀行へ行くように案内していたとしていることから、申立人の妻が、同市役所における手続時に過年度納付の納付書を受け取り、申立期間の保険料を納付することは可能な状態であったものと考えられる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降は 60 歳まで未納はないこと、及び平成 3 年度以降は毎年度保険料を前納していることなどから、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私の親が結婚前から私の国民年金保険料を納付してくれており、結婚してからも未納の期間はなかったはずである。昭和38年の家計簿に、37年12月から38年3月までの国民年金保険料を納付したという記載があるので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として「1963 日記家計簿」の写しを提出しており、この家計簿は日々の家計の支出状況が記されており、その記載内容等から当時作成されたものでその記載内容も信用に足るものとみられる。

また、この家計簿には、申立期間の4か月について「国民年金保険支払(何月分)」ということが明確に記載されている。

さらに、この家計簿に記載された国民年金保険料の金額は、申立期間の保険料額と一致している上、申立人の家族の保険料納付を記したものとも考え難いことから、申立人の保険料の納付を記載したものとするのが自然である。

加えて、国民年金の再資格取得日が、年金手帳及び市町村の国民年金被保険者名簿に記載されているものとオンラインとは異なっており、行政側の記録管理の不備等がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年7月1日まで
昭和20年7月1日に陸軍に入隊するまで、A社に勤務していた。厚生年金保険の記録が19年10月1日に資格喪失しているのはおかしい。
調査して厚生年金保険の記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和20年7月に陸軍に入営するまでA社に勤務したとしているところ、B県発行の軍歴証明書により、申立人が同年7月1日付けで陸軍に入営したことが確認できる。

また、申立人と同じ業務をしていたとする同僚は、「私が昭和20年3月に海軍に入営した時点で、申立人はA社に勤務していた。」と証言しており、申立人も当該同僚が自身より先に入営したことを記憶している等、両者の申立期間当時の勤務状況等の記憶は符合している。

さらに、当時は、戦時下の労働統制のもと、労働調整令（昭和17年1月10日施行）により、工場労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されている状況に加え、当該事業所は、昭和19年4月25日に軍需会社に指定されていることを踏まえると、申立人は、申立期間も継続して勤務していたと考えるのが相当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、いったん記載されたものの、複数の線で抹消され、その年月日は判読できない上に訂正の記録も無く、ほかに申立人のA社における資格喪失日を確認できる資料等も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和19年9月の社会保険事務所（当時）の記録から50円とすることが妥当である。

奈良厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与明細書では28万円の等級に基づく保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入していたB厚生年金基金の加入員台帳の記録とオンライン記録は一致している上、同基金では、同社から送られてきた複写式の厚生年金基金加入員給与月額変更届の一枚を社会保険事務所（当時）に提出していたと回答していることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与明細書では32万円の等級に基づく保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入していたB厚生年金基金の加入員台帳の記録とオンライン記録は一致している上、同基金では、同社から送られてきた複写式の厚生年金基金加入員給与月額変更届の一枚を社会保険事務所（当時）に提出していたと回答していることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 32 年ごろ市役所から自宅に来た女性の勧めで夫と二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫の国民年金保険料と一緒に、集金人の自宅に保険料を持参して納付又は市役所から届く納付書を使用して納付していたので未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年ごろに国民年金の加入手続を夫婦同時に行ったとしているが、国民年金制度の創設は 36 年 4 月である上、申立人の国民年金手帳記号番号は 40 年*月*日に夫婦連番で払い出されており、この時点で申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、納付が可能であった期間の国民年金保険料は、集金人に納付すること、及び市役所発行の納付書により納付することはできない上、申立人が記憶する国民年金保険料の金額は申立期間における金額とは異なる。

さらに、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料についても、申立期間は未納となっていることが確認できる上、夫婦の納付記録は昭和 40 年*月から一致しており、申立人は夫婦一緒に同年*月の国民年金保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 47 年 10 月までの期間及び 57 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①について、実姉に勧められて A 市役所で国民年金の加
入手続を行い、その後、定期的に同市役所窓口で保険料を納付していた。
申立期間②についても、国民年金保険料を定期的に郵便局等で納付してい
たはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 39 年 4 月ごろに A 市役所で国民年
金の加入手続を行い、その後、定期的に同市役所窓口で保険料を納付してい
たと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民
年金手帳記号番号は 47 年 11 月 30 日に払い出されていることが確認でき、
申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ
る事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認さ
れる上、当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立
人は国民年金の任意加入被保険者と考えられ、国民年金に加入した時点から、
さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料を郵便局等で定
期的に納付していたと主張しているが、申立人の記憶は曖昧であり、B 市が
保管する国民年金被保険者名簿の資格喪失欄には「喪失年月日 57.10.1」と
記載されており、当該期間は国民年金被保険者資格を喪失したため未加入期
間であったと考えられことから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 12 月までの期間及び 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 12 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について国民年金の保険料納付の免除手続を行っていた。将来のためには少しでも保険料を追納したほうが良いという市職員の勧めもあり、生活費の中から数か月分ずつ市役所の窓口で追納していた。申立期間②及びその直後の免除期間については、1 年数か月分の納付書が届いたが、高額だったため追納しなかったことを記憶している。申立期間①については、その前後の期間の保険料は追納した記録があるのに当該期間のみ保険料を追納していないということは考えられないので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年度から 59 年度までの国民年金保険料について、毎年免除手続を行い、のちに生活費の中から数か月分ずつ市役所で追納したと主張しているが、追納した期間、その保険料の金額及び納付状況について申立人の記憶は曖昧である。

申立期間①については、当該期間直後の昭和 58 年 1 月の国民年金保険料が、10 年の追納期限間際の平成 5 年 1 月に追納されていることから、この期間の保険料を追納する時点で、当該期間は既に追納期限を過ぎており納付することができなかったと推認される。

また、申立期間①を挟む前後の期間の納付時期について、当該期間直前の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの 9 か月分の国民年金保険料については、平成元年 12 月に、当該期間直後の昭和 58 年 1 月から 3 月までの 3 か月分の

保険料については平成5年1月にそれぞれ追納されており、この追納から追納までは約3年の間隔がある。一方、昭和55年1月から同年6月までの6か月分の保険料は58年12月に、55年7月から56年3月までの9か月分の保険料は平成元年12月にそれぞれ追納されており、この追納から追納までは約6年の間隔があることから、申立期間を挟む期間をそれぞれ追納した日に約3年の間隔があることについては不自然とまでは言えない。

申立期間②については、申立人自身が、当該期間直後の免除期間とともに、追納の保険料が高額であったため追納しなかった間に納付期限が過ぎてしまったと主張している上、ほかに申立人が当該期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 38 年 4 月までの期間、39 年 12 月から 41 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、後妻の父親に国民年金を勧められ、後妻が私の国民年金の加入手続を行った。保険料も後妻が納付してくれていたはずである。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の後妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 7 月 1 日に先妻と夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの期間を申請免除した後、47 年 4 月から保険料を納付していることが確認できる。一方、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の後妻の国民年金手帳記号番号は 47 年 4 月 7 日に払い出されていることが確認でき、申立人の後妻はこのころ国民年金に加入したものと推認され、その時点から、申立人の後妻が申立人の保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の先妻及び後妻は既に亡くなっていることから、当時

の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である上、申立人の先妻及び後妻も当該期間は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで
自営をする前に勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは認められる。しかし、申立期間当時の同社の経理担当者は、「申立人から、自宅の工場を建て替える期間、雇ってほしいと依頼があったので雇用することにし、申立人は1年程勤務していたが、申立人本人の意向により社会保険には加入していなかった。」と証言している。

また、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月15日から同年9月13日まで
厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、昭和38年4月15日から同年9月13日までの期間の記録が無いという回答であった。
しかし、昭和38年4月に勤務中に事故に遭い、労災保険を受給した。入院したが、すぐに職場に復帰し、次の勤務先であるA社に入社するまで、B社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社において、給与計算、健康保険厚生年金保険の事務手続及び申立人に係る労災保険の事務手続を行っていた事務担当者は、「B社はC健康保険組合に加入していた。社会保険事務所（当時）への厚生年金保険資格喪失手続及び同健康保険組合への健康保険資格喪失手続は同日の年月日を資格喪失日として処理していた。また、労災事故の発生時期は昭和38年4月よりも前であり、申立人は、同健康保険組合の健康保険資格喪失記録どおりにB社を退職した。」と証言しており、同健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿の、申立人に係る資格喪失日は同年4月15日であり、厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と一致する。

さらに、申立人は「B社勤務時に所持していた健康保険証は、B社を退職するまで返還していない。」と述べているところ、C健康保険組合の被保険者名簿において、申立人に係る健康保険証の回収年月日は昭和38年4月22日、備考欄に「退職」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月ごろから同年9月3日まで
② 昭和27年1月31日から同年6月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入記録は、4か月しか無いとの回答を得た。

私は、A社に4か月以上勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された総勘定元帳により、申立人に係る給与は昭和26年9月から支給されていることが確認できることから、申立人は、同年9月以降の期間については、A社に勤務していたことが認められる。また、自身の入社時期を同年7月ごろとする同僚は、「申立人は、私が入社する1か月くらい前に入社していた。」と供述していることから、申立人は、同年6月ごろからA社に勤務していたことがうかがえるが、入社した時期を特定することはできない。

また、複数の同僚は、「申立期間当時は、臨時で雇用される者が多く、入社後6か月間ほどの試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険の資格を取得していた。」と証言しており、事実、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の同僚の資格取得日が自身の記憶する入社日より6か月以上後の日であることが確認できる。

申立期間②について、被保険者名簿により、複数の者が申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる上、同僚は、「それらの従業員は、申立人と同時期に退職したと記憶している。」と証言しており、

申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社には申立人の申立期間②に係る賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の退職日を特定することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 611 (事案 149 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から32年5月1日まで
昭和28年8月にA社を退職後、B社に勤務し、32年5月1日にC社に
転職するまで引き続き勤務していた。当時、自分より5歳程年上の同僚が
いたことを記憶している。
前回の申立てでは事業所名が確認できないこと等から申立てが認められ
なかったが、当時、B社の隣にD社、E社、F社のいずれかの名称の事業
所があったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、i) B社については、申立期間
に適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 記憶している同僚につ
いて氏名のうち氏のみを記憶しかなく、同僚からの供述が得られないこと、
iii) G商工会議所、H協同組合連合会でも、当時、当該事業所が所在したか
否か確認できなかったこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成
21年1月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて
いる。

今回、申立人は、当時、B社の隣にD社、E社又はF社という名称の事業
所があったとしているが、それらの名称及びI社等類似する名称で検索して
もこれら事業所の連絡先が確認できないため、B社の隣にあったという事業
所に対し、B社及びそこに勤務する者の状況を聴取することはできず、当時、
B社が厚生年金保険の適用事業所であったこと等の新たな供述を得ることは
出来ない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない
ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 42 年 12 月まで
A 社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地及び事業所の取り扱う業務等について具体的な記憶を有しているものの、同僚等の名前を覚えていないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間に係る申立人の勤務実態や事業所における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社は、昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役等の連絡先も判明せず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年ごろから 21 年 7 月 1 日まで
② 昭和 21 年 10 月 31 日から 24 年ごろまで

昭和 16 年ごろから婚姻の 1 年ほど前まで、A 農業会に勤務した。

正職員ではなく、当初は事務の手伝いをしていた。その後、農業技術員として、朝 9 時から夜 8 時まで、米の作付けから収穫までの管理を一人で行っていた。

厚生年金保険の記録が一部見つかったが、わずか 3 か月間しかないのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していた当時の同僚の氏名等について具体的な記憶を有していること、及び複数の同僚の証言により、申立人が A 農業会に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立期間①のうち昭和 19 年 9 月以前の期間については、厚生年金保険制度が発足する前の期間である。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、厚生年金保険制度が発足した昭和 19 年 10 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、いずれも正職員であったとしており、正職員ではなかったとする申立人については異なった取り扱いがなされたものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿を確認したところ、昭和 19 年 10 月 1 日に 16 人が資格を取得した後、申立人を含む 11 人が資格を取得した 21 年 7 月 1 日までの間に資格を取得した者は確認できない上、申立人と同日に資格取得している 11

人のうち申立人を含む 10 人の厚生年金保険記号番号が、同日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は「婚姻の 1 年ほど前に退職した。」と述べているところ、戸籍謄本により、昭和 23 年 8 月に婚姻していることが確認できることから、申立人の主張によれば退職日は 22 年ごろとなる。また、当該事業所に同年 6 月から勤務したとする同僚は、同年 6 月の時点で申立人は在籍していなかったと述べている。

さらに、当該事業所は既に解散しており、後継の事業所も当時の資料は廃棄済であるとしており、申立ての事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 38 年ごろまで
② 昭和 39 年ごろから 43 年 10 月ごろまで

申立期間①について、業務内容や勤務期間、同僚についての記憶は無いが、A市とB市の境にあったC社に勤務していた。

申立期間②について、D社（現在は、E社）に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が2か月見つかったが、5年は勤めていた。勤務期間や同僚についての確かな記憶は無いが、工事現場へ生コンを運ぶ仕事をしていた。

調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするC社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業所の事業内容、事業主名、同僚の氏名などを記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、D社が保管する労働者名簿、従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 43 年 10 月 17 日に入社し、同年 12 月 26 日に退職したことが確認でき、同年 10 月 16 日以前に、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は当該事業所における同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することもできない。
さらに、申立期間①及び②のうち、昭和 38 年 10 月以降の期間は、国民年

金保険料の免除が承認されている期間となっており、この免除は申請により
手続されることから、当時、申立人は当該期間を国民年金の加入期間である
と認識していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をう
かがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 36 年 3 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
A社の従業員に誘われて昭和 35 年 8 月に入社し、36 年 3 月に退職した。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、事業所名を変更した後の昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主の妻は、「申立期間当時は、個人事務所であり、厚生年金保険の届出をした記憶は無く、また、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた記憶も無い。」と証言している。

さらに、同僚は、「当時の同僚に、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと聞いており、私自身、A社における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶も無い。」と証言している。

加えて、申立人は、「A社に勤務していた時、健康保険証を渡された記憶は無く、給与は現金のみ支給され、明細書は無かった。」と述べており、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 9 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 11 日に A 社に入社し、43 年 3 月 31 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録を見ると、41 年 8 月 9 日に被保険者資格を喪失している。記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと主張しているが、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険被保険者記録と一致している。

また、申立人は同僚と同時期に退社し、同じ事業所に転職したと主張しているが、オンライン記録により、当該同僚の A 社における被保険者資格の喪失日は、申立人の喪失日よりも前であることが確認できる。

さらに、当該事業所には、申立期間当時の人事記録及び給与関係書類は現存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。